

宗像市民図書館の運営に関する要綱を改正する告示

宗像市民図書館の運営に関する要綱（平成15年宗像市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改める。

第14条第2号中「財団法人宗像市総合公園管理公社（昭和62年9月21日に財団法人宗像市総合公園管理公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人宗像ユリックス（平成25年4月1日に公益財団法人宗像ユリックスという名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

宗像市民図書館の運営に関する要綱(平成15年宗像市教育委員会告示第4号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(館内掲示物)</p> <p>第14条 図書館において、催物の掲示をすることができ、次に掲げるもので、その内容が館内に掲示することが適当と認められるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公益財団法人宗像ユリックス(平成25年4月1日に公益財団法人宗像ユリックスという名称で設立された法人をいう。)が主催するもの</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(館内掲示物)</p> <p>第14条 図書館において、催物の掲示をすることができ、次に掲げるもので、その内容が館内に掲示することが適当と認められるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財団法人宗像市総合公園管理公社(昭和62年9月21日に財団法人宗像市総合公園管理公社という名称で設立された法人をいう。)が主催する事業に関するもの</p> <p>(3) (略)</p>